

軽高号外  
令和2年6月4日

保護者各位

軽米高等学校長

### 新型コロナウィルス感染症対策に係る対外活動について

日頃より、本校の教育活動に対しましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウィルス感染症の拡大を防ぐための措置として、部活動を含む学校活動の制限をお願いしておりましたが、岩手県教育委員会からの通知の内容を踏まえ、下記のとおり対外活動及び進路活動等について緩和することといたします

なお、今後も引き続き、新型コロナウィルス感染症の拡大を防ぐための様々な対応が継続しますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 部活動の基本的な考え方

- (1) 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制はしない。
- (2) 参加生徒の体調管理の徹底を図り、顧問等が活動の実態を把握する。

##### 2 部活動の場所及び時間、遠征

- (1) 活動する場所のこまめな換気や消毒作業を行う。また、更衣室や部室の使用では、三密とならないよう工夫する。
- (2) 活動時間は「本校の部活動に係る活動方針」に準じ、短時間で効率的な活動とする。
- (3) 県内及び隣接他県(東北六県)における他校との練習試合や合同練習、宿泊を伴う遠征も実施可能とする。但し、参加生徒の健康状態を把握し、体調に不安ある生徒は参加させない。また、移動や宿泊時等の「三つの密」への適切な感染症予防対策をとることとし、事前に保護者の同意を得ることとする。

##### 3 進路活動

進路活動における職場見学や学校訪問、オープンキャンパスへの参加についても、移動等において、適切な感染症予防対策を講じた上で参加してもよいこととする。

##### 4 その他

新型コロナウィルス感染症については、日々状況が変化しており、今後、第2波が発生する場合もあります。 新型コロナウィルス感染症の疑いにより、生徒及び家族等がPCR検査を受ける予定となった場合、ただちに連絡をしてください。

連絡先 **080-2805-2955** (副校长が対応) または  
**0195-46-2320** (学校職員室)

副校长 川戸 英夫
TEL 0195-46-2320
FAX 0195-46-3928

令和2年6月1日付

教保第115号文書(写)

～学校の新しい生活様式～  
県立学校の部活動について  
[令和2年6月1日通知]

## 1 基本的な考え方

部活動（運動部及び文化部）については、引き続き十分な感染症対策を行った上で、生徒の健康・安全の確保のために内容や方法を工夫しながら実施すること。

- (1) 部活動の参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
- (2) 参加する生徒の健康状態を把握し、生徒の体調管理を徹底させること。
- (3) 教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

## 2 活動に当たっての留意事項

### (1) 活動場所について

- ・ 活動する場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
- ・ 教室等を使用する場合は、長時間にわたり密室状態にならないよう、換気を頻繁に行うとともに、十分な身体的距離を確保しながら活動すること。
- ・ 更衣室や部室の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。

### (2) 活動時間等について

- ・ 活動時間や休養日については、「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改訂版）」に準拠し各校で策定した「学校の部活動に係る活動方針」によることとするが、生徒の体調等を考慮し適切に設定すること。
- ・ 活動にあたっては、感染リスクの低減に配慮した、より短時間で効果的な内容となるよう工夫して取り組むこと。
- ・ 用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

### (3) 練習試合及び合同練習について

- ・ 県内及び近隣他県（東北六県）における他校との練習試合（遠征）や合同練習を実施可能とする。
- ・ 宿泊を伴う遠征等も実施可能とする。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 実施にあたっては、適切な感染防止対策（移動及び宿泊時等における「三つの密」の徹底的回避）を講じること。
- ・ 事前に遠征先等の地域（県、市等）の対応制限等を確認の上、当該地域及び学校等の方針に従うこと。
- ・ 担当する教師のみで実施を決定するのではなく、学校として責任をもって判断すること。

### (4) 各種大会等への参加について

- ・ 各学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各種大会への参加の必要性を判断すること。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 大会における活動以外の場面（移動、宿泊、会場での待機時間等）も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じること。

担当

保健体育課学校体育担当（中村）

TEL：019-629-6190

# 学校の部活動にかかる活動方針

学校名 岩手県立輕米高等学校

## I 活動の方針

- 1 生徒が、学習・部活動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な活動時間や休養日を設定する。
- 2 教職員が、教材研究や生徒との面談時間等を確保でき、心身の疲労回復ができ、教育活動の充実がはかれるよう、適切な活動時間や休養日を設定する。
- 3 生徒が、体育的活動・文化的活動を問わず、また、校内外を問わず、多様な活動を行うことができるよう学校として配慮する。
- 4 他校と合同練習をしたり、中学校や地域の団体と連携をはかったりして、生徒の活動機会の充実をはかることとする。

## II 休養日・活動時間について

- 1 平日の活動時間は、2時間30分程度とする。
- 2 土日等、学校の休業日の活動時間は4時間程度とする。ただし、大会参加や練習試合等で長く活動した場合は、翌日に休養日を設定するなど、生徒の疲労回復に積極的に努めることとする。
- 3 部活動休養日に、大会参加等で活動した場合、他の日に休養日を振り替えることとする。
- 4 休養日は、週1日以上を確保しながら、競技種目や文化的活動の分野それぞれの特性を考慮しつつ、年間で平均して週2日程度となるよう努めることとする。

## III 活動のきまり

- 1 部顧問は、活動計画を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者に情報提供すること。
- 2 土日等の学校休業日の活動について、活動の有無・活動時間・活動場所などを職員室内に掲示し、多くの教職員が状況を確認できるようにすること。
- 3 部活動中の事故対応に備え、部顧問・保護者間の連絡体制を整えること。
- 4 職員会議等で部顧問が活動時間に立ち会えないときは、安全面に注意を払うよう、活動の前に生徒に指示を出すこと。
- 5 部顧問は、活動場所の施設用具等に危険がないか常に状況を確認し、危険と思われる箇所が見つかった場合は、管理職・事務室に報告すること。
- 6 部活動中に発生した事故については、管理職に速やかに報告すること。